〔4〕学修に関する共通事項

ここからは大学生活の中で授業・試験をはじめとした学修に関する内容を記載しています。

大学における学修は単位制により行われています。単位制とは，履修登録を行い，登録した科目を基準に従い履修（受講）し，試験に合格することで，その科目ごとに定められている単位を修得していく制度です。授業・試験をはじめ大学での学修はすべてこの制度に沿って行われています。科目の履修，卒業に必要な単位等については学部ごとに異なりますので学部ごとのページを見るとともに記載内容を理解して計画的に単位を修得してください。

1．授業

学生は本学の授業を受けるときには，次のことに注意しなければならない。

(1) 授業の開始前に情報端末の電源を切る。
(2) 遅刻をしない。
(3) 私語を慎む。
(4) 出欠にかかる不正（出席の代行・代筆等）をしない。
(5) 授業途中の退出は，原則として禁止する。やむをえない事情がある場合には，科目担当者に申し出て許可を得なければならない。
(6) 授業内容に関係しない行為，受講にふさわしくない態度，他人に迷惑のかかる行為をしない。
(7) 授業中の飲食はしない（教員が必要と認めた場合を除く）。
(8) 学生証を携行し，教職員から学生証の提示を求められた場合には，速やかに提示しなければならない。
(9) 止むを得ない事情により授業が休講になる場合，掲示およびメールにて知らせる。これに対する補講も掲示およびメールで知らせる。

2．試験

(1) 試験の種類

試験の種類は，次の3種類とし，それぞれ異なる期間に実施する。

① 期末試験
② 追試験
③ 再試験

(2) 期末試験について

受験資格は，試験実施科目の履修登録者に与えられる。ただし，次の①に該当する者にあっては当該科目につき，②または③に該当する者にあってはすべての科目につき，受験資格を失う。

① 科目担当者が授業出席不良と認め，失格者として掲示された者
② 学費未納者（学費延納願または分納願が教授会で承認された者を除く。）
③ 試験中に不正行為をおこなった者

(3) 追試験について

① 受験資格は，期末試験欠席者の申請に基づき，教務委員会において欠席がやむをえない事由によるものと認められた場合に，当該申請者に与えられる。

② 期末試験欠席者は，申請に際して，欠席の事由に従い，書面を添付しなければならない。

イ．忌引（忌引届添付）
ロ．病気（診断書添付）
ハ．公共交通機関の遅延，不通，（証明書貼付）
ニ．就職試験（受験を証明できる書面）
ホ．単位認定のための学外学習
ヘ．対外試合（公式戦等に限る）
ト．試験が重なる場合
チ．その他，試験が受けられなかったことに正当な理由がある場合（事情を証明できることが必要）

(4) 再試験について

経済学部・経営学部・法学部

① 2年次以降の学期末に，専門共通基礎Ⅰと専門共通基礎Ⅱの評価Dの者を対象に再試験を実施する。受験を希望する者は，教務担当にて，申請書類を受け取り，手続きをすること。

② 卒業年次の再試験は，118単位以上を修得している者が対象となる。さらに当該年度の履修科目で評価Dの科目の内，12単位以内（12単位以内であれば，卒業要件に不足する単位数をこえて受験することができる。）で再試験を受験することができる。受験を希望する者は，教務担当にて，申請書類を受け取り，手続きをすること。

＊卒業年次とは「専門演習Ⅱ A」「専門演習Ⅱ B」（経済学部・経営学部），あるいは「演習Ⅳ A」「演習Ⅳ B」（法学部）の単位を取得または履修している年次をいう。

人間生活科学部

受験資格は，修得単位数が3年次への進級要件または卒業要件に次の範囲内で満たない者の申請に基づき，教務委員会の議を経て，当該範囲内で進級要件または卒業要件に不足する単位数をこえて，2年次または4年次の期末試験または追試験において不合格となった科目について，当該申請者にあたえられるものとする。

① 進級に関する再試験

8単位以内（8単位以内であれば，進級要件に不足する単位数をこえて受験することができる。）

② 卒業に関する再試験

12単位以内（12単位以内であれば，卒業要件に不足する単位数をこえて受験することができる。）

(5) 追試験または再試験の欠席

教授会は，やむをえない事由によって学生が追試験または再試験を欠席したと認める場合には，別に試験の機会を与えることができる。ただし，当該試験は，年度をこえて実施することはできない。

3．受験上の注意

(1) 試験時間割は，学内ネットワーク（総合情報システム）MELOSおよび掲示にて発表する。発表日は，行事予定表にて確認すること。

(2) 試験場には，指定の持込許可物および筆記用具以外は持ち込んではならない。

(3) 指定の時間外には，試験場への出入りは許されない。

(4) 試験場には，試験開始後20分以内であれば，監督者の許可を受けて入室することができる。試験開始後20分を経過した場合は，事情のいかんを問わず，入室することができない。

(5) 指定教室の入り口で学生証を監督者に提示し，監督者の指示に従うこと。

(6) 試験開始後30分を経過しなければ退室できない。

(7) 試験中監督の指示に従わない場合は，監督者は，学生に退場を命じる。その場合には，その科目の受験資格を無効とする。

(8) 試験中の不正行為があった場合は，その期の試験科目のすべてについて受験資格を失う。また，処分については，別に審議する。

4．単位修得認定

(1) 単位修得認定は，試験またはこれに相当する成績結果により認定する。

① 再入学，転入学および編入学した者の単位修得認定は，再入学，転入学および編入学前の大学において修得した単位中本学の単位修得科目と同一とみなされるものについて，審議のうえ認定することがある。

② 転学部者の単位修得認定は，転学部前の学部において修得した単位中その学部の単位修得科目と同一とみなされるものについて，審議のうえ認定することがある。

③ 次の資格を取得している者には，申請に基づき，審議のうえ，関連科目の単位を認定する。

経済学部

この申請は，指定された期間（行事予定表参照）に行わなければならない。

区分	認定科目	単位	認定基準
情報	情報（Word）	2	MOS Word 2007 以降
	情報（Excel）	2	MOS Excel 2007 以降
	情報（Power Point）	2	MOS Power Point 2007 以降
語学	英語科目	4	英検 2 級以上 TOEIC470 点以上
	中国語科目	2	中国語検定 4 級以上
	コリア語入門	2	ハングル検定 4 級以上
	ポルトガル語入門	2	ポルトガル語検定準初級
	該当する外国語科目	2	海外語学研修（教授会が認めた教育機関で学修したもの）※
簿記	基本簿記	2	日商簿記 3 級以上
	簿記検定	2	日商簿記 2 級以上

上記資格以外であっても教授会で同等と認めたものについては単位を認定する場合がある。

※海外の教育機関で語学研修を受け，その機関で得た評価を本学の語学の単位に認定することを希望する場合は，事前に教務担当に届け出をしなければならない。

経営学部

この申請は，指定された期間（行事予定表参照）に行わなければならない。

区分	認定科目	単位	認定基準
情報	情報（Word）	2	MOS Word 2007 以降
	情報（Excel）	2	MOS Excel 2007 以降
	情報（Power Point）	2	MOS Power Point 2007 以降
語学	英語科目	4	英検 2 級以上 TOEIC470 点以上
	中国語科目	2	中国語検定 4 級以上
	コリア語入門	2	ハングル検定 4 級以上
	ポルトガル語入門	2	ポルトガル語検定準初級
	該当する外国語科目	2	海外語学研修（教授会が認めた教育機関で学修したもの）※
簿記	基本簿記	2	日商簿記 3 級以上
	簿記Ⅰ（株式会社会計）	2	日商簿記 2 級以上
	簿記Ⅱ（製造業会計）	2	日商簿記 2 級以上

上記資格以外であっても教授会で同等と認めたものについては単位を認定する場合がある。

※海外の教育機関で語学研修を受け，その機関で得た評価を本学の語学の単位に認定することを希望する場合は，事前に教務担当に届け出をしなければならない。

法学部

次の表にある資格を取得している者には，申請に基づき，審議のうえ関連科目の単位を合計８単位まで認定する。なお，この申請は，指定された期間（行事予定表参照）に行わなければならない。

区分	認定科目	単位	認定基準
情報	情報（Word）	2	MOS　Word　2007 以降
	情報（Excel）	2	MOS　Excel　2007 以降
	情報（Power Point）	2	MOS　Power Point　2007 以降
語学	英語科目	4	英検２級以上 TOEIC470 点以上
	中国語科目	2	中国語検定４級以上
	コリア語入門	2	ハングル検定４級以上
	ポルトガル語入門	2	ポルトガル語検定準初級
	該当する外国語科目	2	海外語学研修（教授会が認めた教育機関で学修したもの）※
簿記	基本簿記	2	日商簿記３級以上
	簿記検定	2	日商簿記２級以上

※海外の教育機関で語学研修を受け，その機関で得た評価を本学の語学の単位に認定することを希望する場合は，事前に教務担当に届け出をしなければならない。

人間生活科学部

この申請は，指定された期間（行事予定表参照）に行わなければならない。

＜教育保育学科＞

区分	認定科目	単位	認定基準	認定条件
情報	情報基礎Ⅰ	2	MOS　Excel　2010 以降	在学中に取得したものに限る。 履修中の単位認定は認めない。

＜管理栄養学科＞

区分	認定科目	単位	認定基準	認定条件
情報	情報基礎Ⅰ	2	MOS　Excel　2007 以降	高校で取得したものであっても単位認定の対象とする。 履修中の単位認定は認めない。

(2)　本学では成績評価の客観性と厳格性の確保および学生の履修意欲の向上を目的とし，GPA 制度を導入している。GPA（Grade Point Average／成績平均点）とは成績評価に対してそれぞれ GP（Grade Point）を定め，１単位あたりの成績平均点を示したものである。GP（Grade Point）については評語と対応したやや大括りなものとし，評語については，AA，A，B，C および N を合格とし，D を不合格とする。合格した科目を再び履修することはできない。GPA は，学業成績に記載されるとともに，一部選考資料としても利用される。

GPA の計算は次のとおりである。なお，GPA の計算式においては，D・X・Z の単位数も分母に加算されるので，それらが多いと GPA は低くなる。

$$GPA = \frac{4 \times AA\text{単位数} + 3 \times A\text{単位数} + 2 \times B\text{単位数} + 1 \times C\text{単位数}}{AA \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot X \cdot Z\text{の単位数合計}}$$

なお，履修登録期間に登録された履修科目は，一定期間内に追加・取り消しすることができる。受講しない科目は必ず取り消しをすること。（取り消さない場合，GPA の母数に換算される。）履修登録期間中に再履修科目の成績評価及び GP は，再履修後のものが更新される。G（合格），N（認定）は GPA の対象とならない。

① 再試験は，原則としてＣまたはＤと評価する。

② AA，A，B，C および D の段階区分が困難な場合には，原則として合格（G）または不合格（S）の 2 段階の評語をもって表すこととする。なお，不合格（S）の評語の科目については，再試験を実施しない。

(3) 単位修得と認定された科目については，各学期末に修得結果を知らせる。

(4) 学業成績評価の評価確認申し出期間は，行事予定表で確認すること。期間終了後は受け付けられないので注意して欲しい。

(5) 成績評価を 100 点満点に換算したときの基準と合否の別および単位認定の可否については次のとおりである。

評語	ＧＰ	成績評価を 100 点満点に換算したときの基準	合否の別
ＡＡ	4	100 点～ 90 点	合　格
A	3	89 点～ 80 点	
B	2	79 点～ 70 点	
C	1	69 点～ 60 点	
G	－	合格（段階評価が困難）	
N	－	認定	
S	－	59 点以下（再試験対象外科目）	不合格
D	0	59 点以下	
M	－	休学	
X	0	失格	
Y	－	無効	
Z	0	試験欠席及び試験レポート不提出	
H	－	保留（学外実習等，限定された科目）	保　留

(6) 単位修得認定は，次の場合はおこなわないか，または保留する。

① 試験またはこれに相当するものにおいて不正行為のあった場合は，その期の受験資格を失う。

② 学費延納願または分納願を認められた者の単位の認定は，学費納入まで保留し，学費納入時におこなう。

③ 延納期日または分納期日を過ぎても納入しない場合は，その期の単位認定を受けることができない。

④ 再試験料の納入のない者は，再試験受験資格がない。

5．伝達事項

(1) 所定期間内に正しくおこなわれない手続および提出物は，すべて受け付けない。

(2) 伝達事項は，掲示にて行う。

① 掲示期間は，原則として1週間とする。

② 緊急の掲示を除き，1週間前に掲示する。

③ 緊急の場合（1週間前に掲示できなかったもの）には，「緊急」と朱記するので特に注意すること。

(3) 授業開始時刻後20分を経過しても授業担当者が出講しない場合は，自然休講とする。

6．レポート等について

レポート等は，特に指示のある場合を除き，次の要領により提出する。

(1) レポート等には，表紙をつけ，ホッチキスで綴ること。

(2) 教務担当に提出するレポート等は，指定の用紙を使用すること。

(3) 指定された日時および場所に提出すること。

(4) 教務担当提出となっているレポート等は，提出締切日の17時までに指定のボックスに入れること（指定以外のボックスに入れた場合は，入れなおしはできない。）。

7．授業時間帯

(1) 授業時間

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9：30 ～ 11：00	11：10 ～ 12：40	13：20 ～ 14：50	15：00 ～ 16：30	16：40 ～ 18：10

(2) 試験時間

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9：40 ～ 10：40	11：20 ～ 12：20	13：30 ～ 14：30	15：10 ～ 16：10	16：50 ～ 17：50

８．交通機関のストライキ（全面運休）および台風時等における授業（試験を含む）の取扱いについて

公共交通機関のストライキにおける授業（試験を含む）の取扱いについて

※名古屋鉄道ストライキのとき

① 午前７時までにストライキが解除された場合は，平常通り授業を行う。

② 午前８時までにストライキが解除された場合は，第２時限より授業を行う。

③ 午前 10 時までにストライキが解除された場合は，第３時限より授業を行う。

④ 午前 10 時現在，なおストライキが解除されていない場合には，その日の授業は行わない。

※名古屋鉄道以外の公共交通機関ストライキのとき

平常通り授業を行う。

台風時等における授業（試験を含む）の取扱いについて

(1) 台風が東海地方を直撃すると予想されたときは，学長の判断により授業を休講とする場合がある。当該休講にかかる情報については，ホームページ（http://www.nagoya-ku.ac.jp/）およびメール配信で提供する。

(2) 愛知県尾張東部・西部地域以外に特別警報（種別は問わず）または暴風警報が発令された場合は，愛知県尾張東部・西部地域以外の居住地の者は，特別警報（種別は問わず）または暴風警報が解除されるまで登校しなくてよい。

(3) 授業中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報（種別は問わず）または暴風警報が発令された場合は，直ちに授業は中止し，発令時以後の授業は行わない。ただし，試験時間中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報（種別は問わず）または暴風警報が発令された場合は，当該試験科目の終了まで行い，以後の試験は行わない。

(4) 授業中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報（種別は問わず）または暴風警報が発令された場合は，学長の判断により帰宅することを禁じる場合がある。

(5) 愛知県尾張東部・西部地域の特別警報（種別は問わず）または暴風警報が解除された場合は，以下のとおりとする。

① 午前７時までに解除された場合は，平常通り授業を行う。

② 午前 10 時までに解除された場合は，第３時限より授業を行う。

③ 午前 10 時現在，なお愛知県尾張東部･西部のいずれかの地域に特別警報（種別は問わず）または暴風警報が発令された場合は，その日の授業は行わない。

特別警報（種別は問わず）または暴風警報解除後に登校する際に，交通機関の故障または運行ダイヤの乱れ等により授業に遅刻したものは，授業担当者に申し出ること。

《備　考》

授業の有無に関する電話等での問い合わせには一切応じない。

上記（2）により欠席した者は，学生支援担当にて所定の手続をすること。

東海地震に関連する情報が発表された場合の授業（試験を含む）の取扱いについて

(1) 「東海地震注意情報」の発表があった時点で直ちに授業を中止する。

(2) 「東海地震予知情報」に伴う「警戒宣言」が発表された場合は，その後，地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表されれば，翌日から平常どおり授業を再開する。

情報は3種類（東海地震に関連する調査情報（臨時）・（定例），東海地震注意情報，東海地震予知情報）あり，自治体の広報やテレビ，ラジオ等を通じて発表される。